

放射性物質による森林汚染の現況調査及び新たな指標値設定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

森
まさこ

参議院議長 平田健二殿

放射性物質による森林汚染の現況調査及び新たな指標値設定に関する質問主意書

福島県内の森林における空間線量率や森林土壌等に含まれる放射性セシウムの濃度の測定結果が公表されたことにより、広範囲にわたる森林の放射能汚染が明らかとなった。福島県産の木材への風評被害や森林の再生のためには、放射性物質に関する新たな指標値を設定した上で、継続的な森林の調査を実施する必要がある。このような状況に鑑み、以下、政府の見解を質問する。

一 政府は福島県内の森林の空間線量率及び土壌に含まれる放射性セシウム濃度の継続的調査を行わないのか。

二 政府は福島県内全域の立木について放射性セシウム濃度の調査を実施しないのか。

三 政府は樹木内部の放射能汚染による風評被害が発生しないよう、樹木の安全指標値の早期設定を行わないのか。

四 政府は福島県内の放射性物質に関する各種調査結果に基づき、森林施業や区域内の森林の木材利用が可能な地域の設定を行わないのか。

右質問する。

